

県南圏域観光コンテンツ造成支援業務に係る質問への回答

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回 答
1	業務仕様書	1p	2 業務の仕様に関する事項 (2) 有力観光コンテンツの造成支援	「造成等に向けた支援」とは、流通に載せるところまでを指すのでしょうか。	<p>本業務においては、旅行商品造成までを求めるものではありません。</p> <p>旅行エージェント等に対して、ツアー造成の際の有力な観光コンテンツとして売り込める程度、あるいは、地域の観光事業者等が自主事業として商品化することができる程度まで、磨き上げていただく、あるいは新たに造成していただくことを想定しています。</p>
2	業務仕様書	1p	2 業務の仕様に関する事項 (3) 事業の検証等	「今後の取組に向けてアドバイス等を行う」とは、現地調査の対象全てに対して行うのですか。	<p>現地調査の対象としては当圏域全8市町を想定していますが、必須条件ではありません。</p> <p>ただし、受託者が現地調査を行った地域(市町)については全地域に対して、課題整理や支援の検討等一連の取組を踏まえ、今後の取組に向けてアドバイス等を行っていただくことを想定しています。</p>
3	業務仕様書	1p	2 業務の仕様に関する事項 (4) 成果報告会・研修会等の実施	「成果報告会や研修会等」は、会場手配、集客から運営までを受託者が行うのですか。	<p>お見込みのとおり、一連の業務として受託者において実施いただくことを想定しています。</p> <p>なお、実施にあたり、詳細については、県と協議の上、企画の方向性を決定することとしています。(業務仕様書2(6))</p>